

<b>① 件 名</b>
下水道事業等の公営企業会計の適用及び適用準備について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p><b>【背景】</b> 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成26年6月24日閣議決定）において下水道事業等に対し公営企業会計の適用を促進する旨が明記され、さらに平成27年1月27日付都道府県知事あて総務大臣通知で、公営企業会計の適用の推進と「集中取組期間」とした平成27年度から平成31年度までの5年間で公営企業会計に移行するように要請、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることとされた。</p> <p><b>【目的】</b> 公営企業会計を適用することにより、計画性や透明性を確保し、経営状況及び財政状況をより明確にする財政管理をおこない、下水道等事業の健全かつ安定的な運営を行っていく。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 下水道法ほか関連法等</li><li>(2) 地方公営企業法ほか関係法令</li><li>(3) 石巻市下水道条例ほか関連条例等</li><li>(4) 石巻市漁業集落排水処理施設条例ほか関連条例等</li><li>(5) 石巻市農業集落排水処理施設条例ほか関連条例等</li><li>(6) 石巻市浄化槽事業条例ほか関係条例等</li><li>(7) その他の関係法令、規程、規則及び通達等</li></ul> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
H26.6.24 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」閣議決定(骨太の方針) H27.1.27 総務大臣要請：公営企業会計の適用推進について H27.1.27 総務省自治財政局長通知：公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について H27.7.31 第1回公営企業会計の適用の推進に向けた研修会参加(宮城県主催) H27.11.27 第2回公営企業会計の適用の推進に向けた研修会参加(宮城県主催)
<b>⑤ 主な内容</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 法適用の時期 平成32年4月1日予定</li><li>(2) 法適用の準備期間 平成28年度から平成31年度まで（債務負担行為で業務委託予定）</li><li>(3) 法適用の範囲 一部適用(財務規定のみ適用：病院局同様)</li><li>(4) 法適用対象事業 下水道事業・漁業集落排水事業・農業集落排水事業・浄化槽整備事業</li></ul>

<p>⑥ 施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>(1) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、資産台帳等）を作成することにより損益情報・ストック情報の把握による適切な経営戦略の策定が可能になる。</li> <li>・経営に要する経費の的確な原価計算が可能となり、適切な使用料算定が可能となる。</li> <li>・財務諸表を通じて経営の透明性が向上する。</li> </ul> <p>(2) 市行財政の負担(財源措置及びコスト計算)</p> <p>平成32年度まで公営企業会計を適用した場合に限り、公営企業会計移行準備にかかる経費は人件費を除くすべての経費が起債対象となり、元利償還金に対し普通交付税措置が講じられる。</p> <p>※ 移行準備業務委託予定経費 約1億7,200万円（4事業総額：H28～31債務負担行為）</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>※ 既に導入済みの県内の自治体 仙台市：一部適用、白石市：全部適用、名取市：一部適用、岩沼市：一部適用、山元町：全部適用</p> <p>※ 今後導入検討自治体の移行準備関係業務委託経費（予算要求ベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎市：1億7千万円（H27～30債務負担行為）</li> <li>・塩釜市：1億4千万円（H28～31債務負担行為・公共下水道のみ、漁集は水産課管理で除外）</li> <li>・登米市：1億円（期間未定 債務負担行為）</li> <li>・岩沼市：6,220万円（H27～30債務負担行為：特定公共下水道のみ導入済）</li> <li>・柴田町：4千万円（2年間 債務負担行為）</li> </ul> <p>◎ 企業団方式を採用している石巻市と東松島市を除いた宮城県内すべての自治体は、市町村独自に上水道を全部適用の公営企業会計として経営を行っている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年度 業者選定・業務委託予定（債務負担行為）</p> <p>平成28年度 庁内各種調整等</p> <p>平成31年度 各種条例改正</p> <p>平成32年4月1日 公営企業適用開始予定</p>
<p>⑨その他</p>
<p>なし</p>